

○風俗営業規制区域の適用除外地域の指定

令和3年6月25日
公安委員会告示第70号の2

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年鹿児島県条例第50号)第3条第1項第3号及び第4号の規定により、良好な風俗環境を保全するために支障がないと認める地域(以下「適用除外地域」という。)を次のとおり指定し、令和3年6月25日から施行する。

なお、平成20年9月30日鹿児島県公安委員会告示第859号(風俗営業規制区域の適用除外地域の指定)は、令和3年6月24日限り廃止する。

適用除外地域は、次の表の左欄に掲げる警察署の管轄区域のうち、同表の中欄に掲げる地域であって、同表の右欄に掲げる図面に黄色で着色した部分の区域(図面2及び図面3に黄色で着色した部分の区域における風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号に規定する風俗営業にあつては、ばちんこ屋を除く。)とする。

左欄	中欄	右欄
鹿児島中央警察署	鹿児島市千日町及び東千石町の各一部	図面1
伊佐湧水警察署	伊佐市大口里及び大口上町の各一部	図面2
瀬戸内警察署	大島郡瀬戸内町古仁屋の一部	図面3

ただし、図面1から図面3までの図面は省略し、それぞれの警察署において縦覧に供する。